編集・発行 高槻市街にぎわい部産業振興課 高槻市桃園町２番１号 TEL072-674-7411（令和３年６月２５日）

高槻ワーキングニュース

事業主の皆様へ

対応はお済みですか？～2021 年春の主要な法改正～

2019 年 4 月から順次施行となった「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」などの、2021 年春における主要な改正点をご案内します。

1. 障害者法定雇用率の引き上げ(3 月 1 日施行)

民間企業における障がい者の法定雇用率が 2.2%→2.3%に引き上げられました。「障害者雇用促進法」の 2018 年 4 月の改正で 2.3%に引き上げられていましたが、経過措置として 2.2%が適用されてきました。経過措置の廃止予定は 2021 年 1 月でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 2021 年 3 月から実施となりました。

詳しくは▶▶▶https//www.mhlw.go.jp/content/000694645.pdf

2. 中小企業における「同一労働・同一賃金」の義務化(4 月 1 日施行)

パートタイム・有期雇用労働法の施行により、中小企業における「同一労働・同一賃金」の適用がスタートしました。雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する「同一労働・同一賃金」の考え方は、大企業において 2020 年 4 月から適用済みですが、中小企業も新たに対象となりました。

詳しくは▶▶▶https//www.mhlw.go.jp/content/11650000/000470304.pdf

3. 中途採用比率の公表義務化(4 月 1 日施行)

労働施策総合推進法の改正により、常時雇用労働者数が 301 人以上の大企業は、求職者等が容易に閲覧できるかたちで、「直近の 3 事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者中途採用比率」を公表がすることが必要となります。公表は、おおむね年に 1 回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

詳しくは▶▶▶https//www.mhlw.go.jp/content/11600000/000737262.pdf

4. 70 歳までの就業機会の確保措置(4 月 1 日施行)

高齢者雇用安定法が 8 年ぶりに改正され、これまでの 65 歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70 歳までの就業確保措置が努力義務として追加されました。

詳しくは▶▶▶https//www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694688.pdf

★新型コロナウイルス感染症支援情報★

高槻市事業者応援緊急給付金のご案内(高槻市)

高槻市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、事業継続に取り組む皆様を応援します！

支給対象者　条件１又は条件２のいずれかに該当する事業者

【条件１】令和２年度にいずれかの給付金を受給している事業者

① 高槻市中小企業等支援給付金
② 高槻市事業者応援給付金
③ 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）

【条件２】令和３年５月３１日までに市内に事業所を開設している中小企業信用保険法第２条に規定されるもののうち、事業所得を有し、次のいずれかの要件を満たす事業者

○令和２年７月１日以前に開業した場合

令和２年１月～7 月のいずれかの月
または
平成 31 年１月～令和元年７月のいずれかの月

同月の売り上げを比較して → 減　少

令和３年１月～7 月のいずれかの月

○令和２年７月２日以後に開業した場合

開業月の翌月

→ 減　少

開業月の翌々月～令和３年７月のいずれかの月

給付額　**１事業者につき 10 万円**(※1 事業者１度限りとなります)

受付期間　令和３年５月 31 日(月)～令和３年８月 31 日(火)17:15　必着

＊申請・お問い合わせ先＊
〒569-0067　高槻市桃園町 2-1
高槻市役所　街にぎわい部　産業振興課　給付金チーム

詳細は市 HP をご覧ください→

★新型コロナウイルス感染症支援情報★

人材確保等支援助成金のご案内（厚生労働省）

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組

① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
② 外部専門家によるコンサルティング
③ テレワーク用通信機器の導入・運用
④ 労務管理担当者に対する研修
⑤ 労働者に対する研修

助成対象となる取組の実施期間

テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給期間日まで
※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して７か月以内に実施

評価期間

機器等導入助成：計画認定日から起算して６か月以内の連続する３か月
※評価期間の始期は事業主が設定
目 標 達 成 助 成：評価期間(機器導入助成)の初日から１年を経過した日から起算した３か月間
支給額等は次のとおりです。

①機器等導入助成

支 給 要 件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を１つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
  - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に１回以上対象労働者全員がテレワークを実施する　又は
  - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を１回以上とする

支 給 額

支給対象経費の30%

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円　又は
・20万円×対象労働者数

②目標達成助成

支 給 要 件

- 評価期間後１年間の離職率が、計画提出前１年間の離職率以下であること。
- 評価期間後１年間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、１回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から１年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支 給 額

支給対象経費の20%〈35%〉

※以下いずれか低い方の金額が上限額
・100万円　又は
・20万円×対象労働者数

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省ＨＰをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金　検索

厚労省HPへはこちらのQRコードからもアクセス可能です。

厚生労働省・都道府県労働局

★新型コロナウイルス感染症支援情報★

休業支援金・給付金の延長について（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、申請対象期間が令和３年６月末まで延長となりました。なお今回延長の対象となった５月・６月分については、１日あたりの支給上限額が原則 9,900 円となります。

	申請対象期間	申請期限	支給上限日額
中小企業	令和２年10月～令和３年４月	令和３年７月31日（土）	11,000円
	令和３年５月～６月	令和３年９月30日（木）	9,900円（※）
大企業	令和２年４月～６月	令和３年７月31日（土）	11,000円
	令和３年１月８日～４月		
	令和３年５月～６月	令和３年９月30日（木）	9,900円（※）

【注意点】（中小企業、大企業共通）

- **※一部対象地域においては、申請対象期間が5月～6月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）**
- **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。（例：5月の休業であれば6月１日から申請可能）

お問い合わせ先

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276　月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

大阪府男女いきいき事業者表彰のお知らせ

大阪府では、性別に関わらず全ての人が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪を実現するため、女性活躍推進に積極的に取り組む事業者の皆さんを表彰する「男女いきいき事業者表彰」を実施しています。 高槻市では、株式会社ウィット（城北町１丁目 14-17 501 号）が受賞しています。男女共同参画社会の更なる推進のため、ぜひ本制度をご活用ください。**【お問い合わせ先　大阪府男女参画・府民協働課　電話　06-6210-9321】**

株式会社ウィット　　業種：学術研究、専門・技術サービス業（広告代理、デザイン制作等）
第３回　男女いきいき事業者表彰　男女いきいき優秀賞受賞

○男女差のない採用や人材育成、人事評価を行うことで、正社員の女性の採用人数は３年連続で男性の採用人数を上回り、多くの女性が活躍（女性採用数／男性採用数）：平成 28 年度 1.4 人　平成 29 年度 1.2 人　平成 30 年度 1.7 人。リーダー職（係長級）以上の女性の割合：75%
○男性従業員の育休取得促進の周知・啓蒙により、家庭と仕事の両立を応援する風土を醸成。男性従業員１人が２回の育児休業を取得
○家庭と仕事の両立支援のため、企業主導型保育所と契約し、当該保育所に入所した場合、保育料を会社が半額負担する制度や、短時間勤務制度、18 時以降の残業依頼がない限定正社員制度を導入
○育児休業から復職する社員の活動支援として、「面談」「育児休業中に社内情報にアクセスできる環境の整備」等、育児休業中の職場とのつながりとキャリアの継続をサポートする環境を整備（育児休業取得率・復職率 100%　※復職率については、遠方への引越しでやむを得ず退職した社員１人を除く）
○「テレワーク（在宅勤務）」を整備・導入し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を実践

～次回のワーキングニュースは令和3年8月25日発行予定です～